

継続手続きについてよくあるご質問（FAQ）と今後の案内 （貸与・給付共通）

Q スマートフォンやタブレット等での入力が可能ですか。

A. 入力出来ます。インターネットが繋がっている環境であれば、どこからでも入力することが可能です。

Q 次年度から奨学金は不要なので入力しなくてもいいですか。

A. 必ず入力して下さい。継続意思の確認画面で「奨学金の継続を希望しません」と入力することにより 2020年3月振込をもって貸与終了（辞退）となります。なお、貸与終了に伴い5月以降（予定）に返還手続の書類を配付します。日本学生支援機構から書類が届きましたら担当者から連絡致します。重要な書類のため、連絡が来たら必ず受け取りに来て下さい。

Q 「廃止」と「辞退」では、どのように取扱が違うのですか。

A. 「廃止」とは、取るべき手続を行わず、強制的に貸与終了となることです。「辞退」は、本人の意思で、辞退手続をとったことにより貸与終了となることです。その為、同じ貸与終了でも取扱が異なり、「廃止」者は、今後の手続等で不利益になる場合もありますので、必ず取るべき手続を行うようにして下さい。

Q 休学を考えているのですが、継続手続きはどうすればいいですか。

A. 休学する時期により、継続手続きが必要か不要かで分かります。今年度途中で休学される方は、継続手続きは不要です。次年度から休学される方は、継続手続きの入力は必ず必要となります。入力する際に、復学後も奨学金が必要な方は、継続意思の確認画面で「奨学金の継続を希望します」と必ず入力して下さい。誤って、「希望しません」に入力してしまうと「辞退」として処理され、復学後に奨学金が復活出来ないこととなります。なお、休学者は学部の事務担当者から「休学届」を受け取って提出する際に、関係部署の押印が必要となります。その際に、奨学金の《休学に伴う休止手続》が継続手続きとは別にありますので、「休学届」と印鑑を持参の上、奨学金窓口までお越し下さい。

Q 来年度、他大学に編入をします。奨学金を継続して借りたいのですが、どうすればいいですか。

A. 継続手続きは「奨学金の継続を希望」と入力を行って下さい。また、別途奨学金窓口にて手続きがありますので印鑑を持参の上、2月までには奨学金窓口までお越し下さい。

Q 親の収入書類で源泉徴収票等がない場合、どうすればいいですか。

A. 役所で発行される「所得証明書」等で金額を確認して下さい。

Q 転職や退職をしたが、収入金額はどうすればいいですか。（貸与奨学生）

A. 継続手続きでは、審査を行うことはしないため必ずしも転職後1年間の金額を入力する必要はありません。前職の金額であっても平成30年分の所得証明書等（源泉徴収票や確定申告書でも可）に記載されている金額を入力していただいて構いません。

Q 奨学金窓口に提出する書類などがありますか。

- A. 貸与奨学生の者は、提出する書類はありません。
- B. 給付奨学生の者は、次の書類を提出して下さい。（自宅通学生は①のみ・自宅外通学生は①と②の提出が必要）（コピー可）※2019年度採用者で申請時に生計維持者のマイナンバーを提出済の場合は①の提出は不要。ただし、「継続願」入力時に生計維持者の変更が生じた場合は①の提出が必要。

① 所得割が課税されているかどうか確認するため、平成31年度市区町村民税（非）課税証明書を準備して下さい。（文章での非課税証明書・金額の箇所がアスタリスク表示は不可）

② 自宅外通学生の者は、住民票を提出して下さい。

a. 家計支持者と住民票が異なる場合

→家計支持者の住民票（謄本）・奨学生本人の住民票（抄本）

b. 家計支持者と住民票が同一の場合

→家計支持者の住民票（謄本）・奨学生本人の公共料金の請求書等（コピー）

※家計支持者が別々に住んでいる場合（単身赴任等）はそれぞれの住民票が必要です。

Q 登録している情報と変更があります。どうすればいいですか。

- A. 本人の電話番号・住所変更の場合は、継続手続きの入力画面で変更できます。入力する際は、半角英数に気を付けてください。文字を含む入力箇所では、英数は全て大文字となります。キーボードのボタンを使っても変換出来ない場合は、「A」なら「えー」と入力し大文字に変換して下さい。
※給付奨学生及び第一種奨学生の方で、通学形態（自宅→自宅外・自宅外→自宅）が変わる方は、至急奨学金窓口にお越し下さい。
- B. 連帯保証人、保証人（人的保証）、本人以外の連絡先（機関保証）に登録している人の住所変更の場合は、継続手続きの入力を済ませてから、奨学金窓口にお越し下さい。
- C. 電話番号（本人以外）・メールアドレス・勤務先の変更の場合は、貸与中に変更する事が出来ません。貸与終了後に、スカラネットパーソナル等で、ご自身で変更して下さい。

【今後の案内】

・ 本人の収入と支出の差が学部生で36万円以上、大学院生で45万円以上ある場合や、入力内容に不明な箇所がある場合は、担当者から確認をする事があります。対象者には2月以降に、メール等で確認しますので必ずご返答願います。

・ 本人の収入と支出の差が学部生で36万円以上、大学院生で45万円以上ある場合は、日本学生支援機構に報告後、5、6月以降に減額指導の面談を行います。対象者には呼び出しの連絡をしますので、連絡が来た学生は必ず奨学金窓口に来室して下さい。

・ 4月、5月の振込日は、月の中旬または下旬で振込されます。正式な振込日は、日本学生支援機構の公式HP等で振込日を確認して下さい。